

Subsphere サービス利用規約

第1章 総則

(規約の制定目的)

第1条 当社は契約者に Subsphere サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するための条件として、Subsphere サービス利用規約（重要事項説明書、別紙その他当社が契約の内容として別に定めるものを含みます。以下「本規約」といいます。）を定めます。

(本規約の変更)

第2条 当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社の Web サイト上（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>）への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更へ同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

(定義)

第3条 本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

- (1) 「本サービス」とは、製品・サービスの利用に応じた対価を得るサブスクリプション型ビジネスを行うためのプラットフォームを提供するサービスです。
- (2) 「利用開始日」とは、本サービスの提供を開始した日をいい、当社が契約者に対して発行し通知する開通案内書に記載するサービス利用開始日とします。
- (3) 「開通案内書」とは、契約者による本サービスの利用開始にあたり当社が契約者に発行し送付する、URL、ID およびパスワード並びに利用開始日等を記載した書面をいいます。
- (4) 「申込者」とは、当社に本サービスの利用を申し込む法人をいいます。
- (5) 「契約者」とは、申込者のうち、当社と利用契約を締結した法人をいいます。
- (6) 「管理責任者」とは、契約者等の役員又は従業員であって、本サービスの利用に関する事項について管理責任を負う者をいいます。
- (7) 「連絡先担当者」とは、契約者の役員又は従業員であって、本サービスの利用に関する事項について当社との連絡窓口となる者をいいます。
- (8) 「契約者設備」とは、本サービスを利用するために、契約者が設置し、又は借り受ける電気通信回線、コンピュータ等の機器、電気通信設備その他の設備（建物を含みます。）及びソフトウェア並びにサービスをいいます。
- (9) 「本サービス用設備」とは、本サービスを提供するために、当社が設置し、又は借り受ける電気通信回線、コンピュータ等の機器、電気通信設備その他の設備（建物を含みます。）及びソフトウェア

をいいます。

第2章 契約

(申込みと承諾)

第4条 本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとします。

利用契約は、当社が利用申込に対して、開通案内書を申込者に送付したときをもって承諾とし、その承諾の時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます。

2 申込者は、利用申込の際、利用申込書に必要事項を漏れなく正確に記入するとともに、正当な権限を有する者による記名押印をする必要があります。

3 当社は、契約者に対して、当社指定の情報の提供を別途要請することがあります。この場合、契約者は、当該要請に速やかに応じるものとします。

4 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。

- (1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき
- (2) 本サービスの申込者が当社の提供するサービスの料金又は手続に関する費用等の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき
- (3) 本サービスの申込者が第11条（利用停止）1項各号のいずれかに該当するとき、又は該当するおそれがあると当社が判断したとき
- (4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき
- (5) 当社からのサービス種別の指定、又は変更要請を承諾できない場合
- (6) 契約者が、本規約に同意することができないとき
- (7) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき、その他当社が不適当と判断したとき

5 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第2項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

6 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

(最低利用期間)

第5条 本サービスには最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、「別紙 1 細則」にて定めるところによります。

3 契約者は、最低利用期間内に本サービスに係る契約の解約があった場合は、当社が指定する期日までに、当該解約があった日から最低利用期間末日までの残余の期間（1カ月未満の期間は1カ月とみなします。）に相当する本サービス利用料金及びこれに対する消費税等相当額を合算した額を一括して支払うものとします。

(契約者の地位の承継)

第6条 法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

2 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。なお、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(契約上の地位等の譲渡)

第7条 契約者は、本契約上の地位、又は利用規約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を第三者に譲渡したり、承継させたり、又は担保に供してはならないものとします。ただし当社が譲渡を書面により事前に承認した場合はこの限りではありません。

(契約者が行う本契約の解約)

第8条 契約者は本契約を解約しようとするときは、「別紙1細則」記載の解約時の様式提出期限までに、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面により通知していただきます。

(当社が行う本契約の解約)

第9条 当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。

- (1) 契約者が第11条(利用停止)第1項各号の規定に該当したとき。
- (2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービスの料金を支払わないとき。
- (3) 契約者が第4条(申込みと承諾)に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
- (4) 本規約に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することがあります。

- (1) 緊急又はやむを得ない場合
- (2) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続きの開始若しくは破産申し立てをしたとき。
- (3) 手形交換所の取引停止処分若しくは資産差押又は滞納処分を受けたとき。
- (4) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議をしたとき。
- (5) 前各号に定めるほか、資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
- (6) 第31条(反社会的勢力の排除)の定め違反したとき。

(7) 契約者が自ら又は反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき契約者が公序良俗に反すると当社が判断したとき。

第3章 利用中止等

(利用中止)

第10条 当社は次の場合には本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

- (1) 本サービスを提供するための設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき。
- (2) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。
- (3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (4) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが困難であるとき。
- (5) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難となったとき。
- (6) 本サービスが第三者の知的財産権を侵害していることが判明したとき
- (7) 前各号の他、本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき、又は本サービスの提供を中止することが適切であるとき

2 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。

3 契約者は本サービスの利用の中止に対して、利用料等の返還、損害の補償等を当社に請求しないものとします。

(利用停止)

第11条 当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき又は支払われないことが合理的に見込まれるとき。
- (2) 本規約に反する行為を行ったとき。
- (3) 契約者の責めに帰すべき事由により、本サービスの運営又は他の契約者への本サービスの提供に支障をきたすとき
- (4) 当社の社会的信用を失墜させる等の行為に本サービスを利用していると判断したとき

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合は、この限りではありません。

第4章 料金等

(料金)

第12条 本サービスの料金は、「別紙 2 料金」に定めるところによります。

(料金の支払義務)

第13条 当社は、「別紙 2 料金」の定めに基づき算定した利用料金とこれに対する消費税相当額を合算した額を、支払い請求書により契約者に請求するものとします。契約者は、利用開始日を含む料金月の初日から起算して、契約の解除があった日を含む料金月の末日までの期間について、料金の支払を要します。本規約における「料金月」とは、1の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。

2 利用中止又は利用停止があったときは、本サービスに係る契約者は、その期間中の料金の支払を要します。

3 当社は、契約者が利用料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として請求できるものとします。

(延滞利息)

第14条 当社は、契約者が料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなおお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。

第5章 データの取扱い

(データに関する責任)

第15条 第20条（責任の制限）の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ（以下「保存データ」といいます。）及び本サービスの利用により生成、提供又は伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）が滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わずいかなる責任も負わないものとします。

2 前項の規定は、当社の故意又は重過失によるものである場合は適用しないものとします。

3 生成等データについては、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。

(データの確認・複製)

第16条 当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営のため、保存データを確認、複写又は複製することがあります。

2 当社は、前項の用途以外で保存データにアクセス又は利用しないものとします。

(データの削除)

第17条 当社は、第 23 条（本サービスの廃止）による本サービスの廃止のほか、当社は第 8 条（契約者が行う本契約の解約）又は第 9 条（当社が行う本契約の解約）の契約の解約があったときは、保存データを削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について一切の責任を負わないものとします。

(データのバックアップ)

第18条 契約者は、自らの責任で保存データ及び生成等データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップ行った際の方法およびその結果についていかなる責任も負わないものとします。

2 契約者は、本サービスに係る契約が終了等するときには、保存データ及び生成等データを、自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。

3 当社は消去された保存データ及び生成等データは修復しません。

(契約終了後の処理)

第19条 契約者は、本契約が終了した場合、自己の負担と責任において、本サービスの利用にあたり、当社から提供を受けたすべての関連資料（これらの全部又は一部の複製物及び改変物を含みます。）について、直ちに当社の指示に従い返還、廃棄、又は記録媒体からの削除その他の処置を行うものとし、一切保存しないものとします。ただし、契約者が本サービスを利用して生成した契約者の顧客に関わる請求書情報等はこの限りではありません。なお、当社から開示された秘密情報については第 30 条（秘密情報の取り扱い）の定めに従うものとします。

2 本契約が終了した場合の料金請求データ等の取り扱いについては、別紙 1 細則 1-1（5）料金請求データ等の取り扱いの通りとします。

3 当社は、本契約を終了する前に利用者が本サービス用設備に登録していたデータについて、利用契約を再度締結する場合であっても、一切復元することはできません。このため、契約者は、新たに利用契約を締結する場合、利用者に対して、本サービスの利用に必要なデータを再度作成、編集及び登録させる必要があります

第6章 損害賠償等

(責任の制限)

第20条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続した場合に限り、これに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任

を負うものとし、なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとし、

2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しないものとし、

第7章 保証

（保証）

第21条 当社は、本サービスを現状有志のまま提供するものとし、明示又は黙示を問わず、本サービスについて、その商品性、正確性、特定目的への適合性、その提供の状態、アクセスの可能性、利用の状態、継続的な提供、内容、性質若しくは得られる情報等が契約者らの希望を満たすこと、故障が生じないこと、発見された不具合が必ず修正されること、得られる情報等が常に正確なものであること、本サービスに関連する設備やデータ(本サービス用設備、料金請求データ等を含みます。)が破損しないこと、別紙や関連資料に記載の内容が将来において変わらないことについて、必ずしも保証するものではありません。

2 当社は、前項の定めその他、本サービスに関して一切の明示又は黙示の保証責任を負わないものとし、

第8章 雑則

（免責）

第22条 当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者に係る一切の損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとし、また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとし、

2 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、いかなる責任も負わないものとし、

3 当社は、本規約の変更等により契約者が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造又は変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要する場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

（本サービスの廃止）

第23条 当社は本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。

3 当社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、一切の責任を負わないものとします。

当社は、本サービスの全部又は一部を廃止しようとするときは、「別紙 1 細則」に記載の予告期間において契約者にその旨を通知するものとします。ただし、緊急又はやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。また、当社は、本サービスの一部を廃止するときで、あらかじめ契約者に対してその廃止するサービスの代替又は同等のサービスを提示できない場合、30 日以上を予告期間をもって、契約者に変更後のサービス内容を通知するものとします。

(契約者の義務)

第24条 契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
 - (2) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと
 - (3) 第三者になりすまして本サービスや関連資料を利用する行為をしないこと
 - (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
 - (5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと
 - (6) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと
 - (7) 利用申込みの際又はその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること。
 - (8) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと
 - (9) 本サービスまたは関連資料を非居住者へ提供しないこと
 - (10) 本サービスを指定設備以外の設備で使用しないこと
 - (11) 第三者に対して ID 等を譲渡または占有を移転しないこと
 - (12) 本契約により生じる権利または義務を第三者に譲渡、貸与、承継、または担保権を設定しないこと
 - (13) 本サービスおよび関連資料に明示されている知的財産権等に関する表示、秘密情報である旨の表示、製品やサービスの名称、または社名を、削除または変更しないこと
 - (14) 関連資料に定める手順、利用方法、条件に違反しないこと
 - (15) 前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと
- 2 契約者は前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要の費用を支払っていただきます。
- 3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害につい

て一切の責任を負わないものとします。

4 契約者は、本サービスに係る ID 及びパスワード（以下「ID 等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、ID 等の一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。

5 契約者が前項の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は、ID 等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。

7 契約者は第 1 項各号のいずれかに該当する行為により、当社に対して直接的、または間接的に損害を与えた場合、契約者は当社に生じたすべての損害を賠償するものとします。

8 当社は、本サービスを提供するための環境維持するために必要であると判断した場合、契約者設備及び契約者設備に蓄積されたデータ等について、監査、監視、分析及び調査等を実施することができ、契約者はそれに協力するものとします。

9 契約者は、自己の負担と責任において、当社が定める条件を満たす契約者設備を準備し、本サービスを利用するために必要な設置（本サービス用設備へのデータ移行を含みます。）および維持管理を行うものとします。

10 契約者は、管理責任者及び本システムに関与する者に対し、本システムの機能要件及びその利用方法を十分理解させることとします。

11 その他前項以外の契約者の義務は「別紙 1 細則」にて定めることとします。

（契約者に対する通知）

第25条 契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(2) 契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又は FAX 番号宛に FAX を送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時又は契約者の FAX 番号宛に FAX を送信した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(3) 契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した

時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(管理責任者等)

第26条 契約者は、利用申込の際、管理責任者及び連絡先担当者を定め、当社に対して、当社所定の書面により通知するものとします。なお、管理責任者及び連絡先担当者を変更する場合も、これと同様とします。

2 当社は、本契約の成立に際し、管理責任者に対して、本サービスの利用に必要な管理者 ID 及び管理者パスワードを払い出すものとします。管理者 ID 及び管理者パスワードは、管理責任者ののみが使用することができるものとします。

3 契約者は、管理責任者に対して、管理者 ID 及び管理者パスワードを、第三者に開示させないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（管理者パスワードの適宜変更を含みます。）させるものとします。

4 契約者は、管理責任者を変更する場合、自己の負担と責任において、変更後の管理責任者に対して、管理者 ID を引き渡し、管理者パスワードを変更するものとします。なお、管理責任者を変更する場合であっても、管理者 ID は原則として同一のままとなります。

5 管理者 ID 及び管理者パスワードについて、管理不備（漏洩、紛失、忘却、盗難、及び覚え違い等を含みます。以下同じとします。）、使用上の過誤、又は第三者による使用等があった場合、契約者は、直ちにその旨を当社に通知し、当社から指示があるときは、これに従うものとします。

6 管理者 ID 及び管理者パスワードの管理不備、使用上の過誤、又は第三者によるこれら使用等に起因又は関連して契約者又は第三者が損害を被った場合、契約者は、自己の負担と責任においてこれを処理し、解決するものとします。なお、当社は、当該損害について、一切の責任を負わないものとします。

7 管理者 ID 及び管理者パスワードの管理不備、使用上の過誤、又は第三者によるこれらの使用等に起因又は関連して当社が被害を被った場合、契約者は、当該損害を賠償するものとします。

8 当社は、管理者 ID を用いた本サービスの利用その他の行為は、すべて当該管理者 ID を管理する管理責任者によるものとみなし、当該管理責任者を定めた契約者は、当該利用その他行為に起因又は関連して生じた利用料金等の支払その他の債務を負担するものとします。

管理責任者は、利用者に対して、本サービスの利用に必要なユーザーID 及びユーザーパスワードを払い出すものとします。

9 第3項及至前項の定めは、ユーザーID 及びユーザーパスワードについて準用するものとします。その際、「管理責任者」を「利用者」に、「管理者 ID」を「ユーザーID」に、「管理者パスワード」を「ユーザーパスワード」に、それぞれ読み替えるものとします。

(当社の知的財産権)

第27条 本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品（本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」

といます。)に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。

2 当社は、本規約等において許諾等することを定めている権利を除き、契約者に対して、いかなる知的財産権その他の権利も許諾又は譲渡するものではなく、契約者はこれに承諾するものとします。

3 契約者は、プログラム等につき次の事項を遵守するものとします。

- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
 - (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
 - (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。
- 4 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

(本サービスの提供区域と言語)

第28条 本サービスの提供区域は、日本国内に限定されるものとします。

2 本サービスの提供言語は日本語に限定されるものとします。

(個人情報の取扱い)

第29条 当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が定めるプライバシーポリシー (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>) によります。

(秘密情報の取り扱い)

第30条 契約者及び当社は、本サービスの利用又は提供に関連して知り得た次の各号に掲げる相手方の秘密情報(以下「秘密情報」といいます。)を秘密として保持し、相手方の書面による承諾を事前に得ることなく、いかなる第三者に対しても開示又は漏洩しないものとします。

- (1) 秘密である旨が明示された技術資料、図面、写真及びフィルムその他の関連資料として書面又は電子媒体により開示される情報
 - (2) 秘密である旨を告知された上で、口頭、その他書面又は電子媒体以外の方法により開示された情報であって当該開示後10日以内に当該情報の内容が秘密である旨を明示された書面により通知されるもの
- 2 次の各号のいずれかに該当する情報については、前項の定めにかかわらず、秘密情報として取り扱わないものとします。
- (1) 開示者から開示を受けた時点で、被開示者が秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく、被開示者が正当な権利を有する第三者から正当に入手した情報
 - (3) 開示された情報によらず、被開示者が独自に開発した情報

- (4) 本規約等に違反することなく、かつ、開示の前後を問わず公知となった情報
- (5) 前項に定める秘密情報である旨の表示がなされず開示された情報
- 3 契約者及び当社は、本条の定めにかかわらず、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対して、開示することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができないときは、開示後速やかにこれを行うものとします。
- 4 秘密情報の開示を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
- 5 秘密情報の開示を受けた当事者は、当該秘密情報を本サービスを利用又は提供する目的の範囲内でのみ使用し、当該目的のために必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下「資料等」といい、本条において以下同じとします。）を複製又は改変（以下本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、当該目的のために必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、相手方の書面による承諾を事前に得るものとします。
- 6 当社は、第 1 項の定めにかかわらず、第 32 条（第三者への委託）に定める委託先に対して、委託のために必要な範囲で、契約者の承諾を別途得ることなく、契約者の秘密情報を開示することができるものとします。この場合、当社は、委託先に対して、本条の定めに基づき当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとします。
- 7 秘密情報の開示を受けた当事者は、本契約が終了した場合、又は相手方の要請があったときは、資料等（本条第 5 項の定めに基づき相手方の承諾を得て複製等した秘密情報を含みます。）を相手方の指示に基づき返還するか、又は破棄するものとし、秘密情報が契約者設備、本サービス用設備、又はその他の設備に蓄積されている場合、これに対して当社が適正と判断する処置を行うものとします。
- 8 本条の定めは、本契約終了日の翌日から 2 年間はなお有効に存続するものとします。

第31条

（反社会的勢力の排除）

契約者は次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約するものとします。

- (1) 自己又は自己の役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号）、暴力団員でなくなった時から 5 年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「反社会的勢力等」という。）であること
- (2) 自己の行う事業が、反社会的勢力等の支配を受けていると認められること
- (3) 自己の行う事業に関し、反社会的勢力等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で反社会的勢力等を利用し、又は、反社会的勢力等の威力を利用する目的で反社会的勢力等を従事させていると

認められること

(4) 自己が反社会的勢力等に対して、資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること

(5) 本契約の履行が、反社会的勢力等の活動を助長し、又は反社会的勢力等の運営に資するものであること

2 契約者は、次の各号に掲げるいずれの行為も行わないことを確約するものとします。

(1) 当社に対する暴力的な要求行為

(2) 当社に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 当社に対する脅迫的言辞又は暴力的行為

(4) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

(5) その他、前各号に準ずる行為

(第三者への委託)

第32条 契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部又は一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任及び監督について、第20条(責任の制限)に定める範囲で責任を負うものとします。

(管轄裁判所)

第33条 契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(分離可能性)

第34条 本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効又は法的拘束力がないと判断された場合であっても、これにより本契約の目的を達することができないと当社が認めるときを除き、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

(準拠法)

第35条 本規約の解釈及び適用に関する準拠法は日本法とします。

別紙

本サービスには Type B があります。メニュー体系およびプランの詳細は、別途お見積もり時に交付する関連資料等をご参照ください。

1 細則

1-1. 削除

1-2. TypeB (powered by Bplats®) については、本規約本文に加え、以下の条件が適用されます。

(1) 第 23 条に定めるサービス廃止の予告期間：60 日前

(2) 第 8 条に定める契約者による解約時の提出期限：
解約希望日の 60 日前までに当社所定の様式を提出すること。

(3) 契約期間

①最低利用期間：利用開始日から 1 年間

②最低利用期間内において本契約が終了した場合を除き、最低利用期間満了日の 60 日前までに解約の意思表示がない限り、本契約は最低利用期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新されるものとし、以降もまた同様とします。

(4) 契約者の義務

① 本規約第 26 条の定めにかかわらず、契約者が、管理責任者の変更を届け出た場合、当社は、管理者 ID とパスワードを変更するものとします。

(5) 利用環境について

当社は契約者に対して「本番環境」及び「検証環境」を提供するものとし、その利用目的は以下に定める通りとします。

① 本番環境

契約者の利用及び契約者の販売先等へ本システムの機能を提供する事を目的とした本サービスの稼働環境を指します。

② 検証環境

契約者による本サービスの利用目的を果たす為に、契約者が事前の動作検証を行う事及び契約者に加え当社および当社の委託先が本番環境において発生した不具合等の動作検証を行う事などを目的とした本サービスの稼働環境を指すものとし、秘密情報に該当するデータは取り扱わないものとします。

2 料金

2-1. 削除

2-2. TypeB (powered by Bplats®)

(1) 基本メニュー料金 (個別見積もりとなります)

料金項目 プラン名	初期費用	月額利用料	
		基本利用料	従量利用料
ライト版	本サービスを利用するための初期環境構築 (※1)	本サービスを利用するための利用料	月額決済額に応じて、月額決済額に所定の料率を乗じて算定した利用料
プロフェッショナル版			
エンタープライズ版			
プレミアム版			
connect 特別版			-
エージェント版			-
プロバイダー版			-

(※1)

- ①プラン毎に初期費用が発生します。
- ②サービス利用開始日が属する月の翌月以降、他の利用料金の初回請求と合算して請求します。
- ③解約があった場合でも、返金はいたしません。

(2) オプションメニュー料金 (個別見積もりとなります)

料金項目 プラン名	初期費用	利用料	
		月額利用料	随時利用料
基本業務オプション	本オプションを利用するための初期環境構築 (※1)	本オプションを利用するための利用料	-
決済連携オプション			
高機能業務オプション			
基盤連携オプション			
導入支援サービス	-	-	支援作業に応じた利用料
運用支援サービス	-	-	

(※1)

- ①オプション毎に費用が発生します。
- ②サービス利用開始日が属する月の翌月以降、基本サービスの利用料金と合算して請求します。
- ③解約があった場合でも、解約までに要した初期費用及び月額利用料相当分はお支払い頂くものと、既にお支払い済の場合でも返金いたしません。

附則（令和元年 9 月 27 日 AC サ 00549700 号）

（実施期日）

この規定は、令和元年 9 月 30 日から実施します。

附則（令和 3 年 7 月 6 日 APS2 サ 00802823 号）

（実施期日）

この改正規定は、令和 3 年 8 月 16 日から実施します。

附則（令和 4 年 6 月 24 日 APS2 サ 00935618 号）

（実施期日）

この改正規定は、令和 4 年 7 月 4 日から実施します。

附則（令和 5 年 3 月 24 日 CAS2 サ 01039673 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 5 年 5 月 24 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。